

湯島総合センター建替え 管理・運営計画策定支援業務及び設計業務に係る三者協定書(案)

湯島総合センター建替事業(以下「本事業」という。)に関し、文京区(以下「区」という。)は、「湯島総合センター管理・運営計画策定支援業務」(以下「計画策定支援業務」という。)の受託予定者として決定した株式会社〇〇〇〇を代表とする共同企業体(以下「計画策定支援事業者」という。)と「湯島総合センター基本及び実施設計委託業務」(以下「設計業務」という。)の受託予定者として決定した株式会社〇〇〇〇を代表とする設計共同体(以下「設計者」という。)との三者において、次のとおり、本事業の推進に関する三者協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、区、計画策定支援事業者及び設計者が協力して計画策定支援業務及び設計業務を円滑に進行するために連携して取り組むことを目的とする。

(関係者間の調整及び協力)

第2条 区、計画策定支援事業者及び設計者間の調整は、区が主導して行うものとし、計画策定支援事業者及び設計者は、当該調整に真摯に対応し、協力するものとする。

2 区、計画策定支援事業者及び設計者は、計画策定支援業務及び設計業務の内容を相互に反映させるため、三者間で定期的に全体調整会議を開催するものとする。

3 全体調整会議の事務局は、計画策定支援事業者が担うものとする。

4 計画策定支援事業者は、計画策定支援業務の円滑な遂行のため、設計者の作成する基本設計の進捗に合わせて適切な連携を図り、設計者と必要な協議を行うものとする。

5 設計者は、設計業務の円滑な遂行のため、計画策定支援業務の進捗に合わせて適切な連携を図り、計画策定支援事業者と必要な協議を行うものとする。

(役割分担等)

第3条 全体調整会議等における区、計画策定支援事業者及び設計者の役割分担は、別紙のとおりとする。

2 計画策定支援事業者及び設計者を代表する事業者は、構成員の業務を統括し、計画策定支援業務及び設計業務に関し、それぞれ責任を有するものとする。

3 計画策定支援事業者及び設計者は、それぞれの構成員を変更しようとするときは、事前に区に対し、必要書類を提出し、書面による承諾を得なければならないものとする。

(秘密保持)

第4条 区、計画策定支援事業者及び設計者は、それぞれの業務の履行に当たり、知り得た秘密を善良なる管理者の注意義務をもって厳に保持し、他に漏らしてはならないものとする。

2 区、計画策定支援事業者及び設計者は、それぞれの業務の履行に当たり、相手方から受領した情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は本協定の目的以外に使用してはならないものとする。ただし、文京区情報公開条例(平成12年3月文京区条例第4号)その他の法令等の規定に基づき当該情報を開示する場合又は裁判所により当該情報の開示が命じられた場合は、この限りでない。

3 区、計画策定支援事業者及び設計者は、本事業の遂行に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令等を遵守し、適切に管理するものとする。

4 前3項の規定については、本協定の有効期間の満了後においても、同様とする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、計画策定支援業務又は設計業務が完了するまでとする。

(準拠法)

第6条 本協定は、日本法を準拠法とする。

(管轄裁判所)

第7条 本協定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第8条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、区、計画策定支援事業者及び設計者が協議の上、定めるものとする。この場合において、区、計画策定支援事業者及び設計者のうちいずれかが必要と認めるときは、当該協議により定めた内容について、書面を取り交わして確認するものとする。

本協定締結の証として、本協定書を3通作成し、区並びに計画策定支援事業者及び設計者の代表企業がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和9年●月●日

文京区

(計画策定支援事業者)代表企業

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

(設計者)代表企業

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

別紙 役割分担表

業務内容			区	計画策定 支援事業者	設計者	特記事項
全体調整会議	1	全体調整会議の開催及び進行	開催調整	出席・進行	出席	事務局は計画策定支援事業者が担う。
	2	会議議事録作成	確認	作成	確認	保管は区が行う
	3	管理運営計画 検討課題管理表 (管理対象施設※)	確認	作成	確認	管理対象施設に限る。
	4	管理運営計画 検討課題管理表 (管理対象施設※以外)	作成	確認	確認	管理対象施設以外
	5	設計検討課題管理表	確認	確認	作成	
業務工程	1	全体事業スケジュール	作成	確認	確認	
	2	管理・運営計画 スケジュール (管理対象施設※)	確認	作成	確認	管理対象施設に限る。
	3	管理・運営計画 スケジュール (管理対象施設※以外)	作成	確認	確認	管理対象施設以外
	4	基本設計スケジュール	確認	確認	作成	
他	1	区が指示する 臨時会議	開催調整	出席	出席	

※ 計画策定支援業務における管理対象施設：屋内遊び場、憩いの広場、オープンスペース(イベント広場)及び共用エリア